

【資料3】

秋田県資産管理システム再構築事業業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、秋田県資産管理システム再構築事業業務委託の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定める。

2 企画提案審査会

(1) 審査は、次の3名の審査員によって構成される審査会によって審査する。

- ・政策企画部 デジタル化統括監
- ・デジタル政策推進課長
- ・人事課 政策監

政策企画部デジタル化統括監を審査委員長とする。また、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行する。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、デジタル政策推進課情報基盤・システム管理チームが行う。

3 審査方法

(1) 第1次審査

- ①審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、書面審査により行う。
- ②審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行う。
- ③各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けする。
- ④審査会において合計点数の上位5者を第2次審査の対象者として決定する。なお、合計点数が同点となり5者を選定できない場合は、審査員の合議により第2次審査の対象者を決定する。

(2) 第2次審査

- ①審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、Web会議システムを利用したプレゼンテーション審査と質疑応答により行う。なお、プレゼンテーション審査の発表者は、原則として受注した場合における管理責任者が行うこととする。
- ②審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行う。
- ③各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けする。
- ④合計点数の最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で委託候補者として決定する。同点となった場合は、審査員の合議により委託候補者を決定する。
- ⑤委託候補者の合計点数が得点率6割に達しない場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合がある。

4 審査項目、審査の視点及び配点

別紙「評価基準書」のとおりとする。